

胚凍結保存更新の同意書（医学的適応）

私達夫婦は、体外受精または顕微授精によって生じた胚を私達夫婦の妊孕性温存のために貴院にて凍結保存の延長することを希望します。

尚、医師やスタッフからの説明と別冊（『体外受精・顕微授精・胚移植・胚凍結』）によって胚の凍結・融解、融解胚移植について下記の事項を十分に理解し納得しました。

この同意書の裏面の『胚凍結保存更新についての当院の規定（医学的適応）』についても異議はなく、この規定を守ることを約束します。

また以下の場合には、私達意思に関係なく凍結胚が廃棄されることを了解します。

- 1：私達が離婚した場合
- 2：私達夫婦のいずれかが死亡した場合
- 3：妻の年齢が生殖年齢を超えた場合
- 4：私達夫婦から特別な申し出がなく胚の凍結期間満了日から6ヶ月が経過した場合
- 5：災害（天災・火災など）、犯罪などにより、胚の損傷や滅失が生じた場合

別冊『体外受精・顕微授精・胚移植・胚凍結』及び裏面『胚凍結保存更新についての当院の規定（医学的適応）』をよく読んで、下記事項を1つずつ振り返り、質問や再確認したいことがなければ、左端の患者欄に☑を入れ赤枠内に署名して下さい。

（↓患者欄）

- 1) 胚の凍結保存・融解法、融解胚を用いた胚移植法とはどのようなものか
- 2) 胚の凍結融解後の生存率について
融解した胚の状態によっては胚移植に使用できず、胚は廃棄処分となること
- 3) 凍結融解胚による胚移植の妊娠率について
- 4) 胚の凍結保存期間と費用について（当院説明書 費用について参照）
- 5) 胚の凍結保存期間は延長できるが、妻の年齢による制限があること
- 6) 更新の手続き方法について
- 7) 保存期間内に自らが延長するか廃棄するかを当院に連絡し書面で手続きをすること
- 8) 住所や電話番号を変更する場合は必ず当院に連絡すること
- 9) 凍結融解胚移植の手続き方法について

<注意事項>

- ① この治療は夫婦であることが前提です。
- ② この同意書の提出がない場合は、凍結保存の更新を行うことはできません。
- ③ この同意書は【 年 月 日】に採卵、【 年 月 日】に凍結し、期限が【 年 月 日】までの胚【 個】の凍結保存更新用です。
期限の異なる凍結胚の更新は期限ごとに手続きが必要です。
融解胚移植を行う時は、その都度、融解胚移植の同意書を提出していただきます。
- ④ 災害（天災、火災など）や犯罪、予期せぬ事故が起こった場合に生じる、胚の損傷・滅失に関しては、保証はありませんのでご了承願います。
- ⑤ 凍結保存更新の同意の撤回はできません。
- ⑥ 現在、お預かりしている胚の凍結保存法は、標準的な治療であり、実験的な新しい治療法や臨床試験ではありません。
- ⑦ 患者様の個人情報は、個人情報保護法及び当院の規約で取り扱います。
治療経過に関する情報は、個人が特定されない形で解析したり日本産科婦人科学会へ報告することがあります。

獨協医科大学埼玉医療センター リプロダクションセンター 実施責任者 杉本 公平

説明日： 年 月 日 【 】

凍結期間： 年 月 日 ~ 年 月 日

同意年月日： 年 月 日

住所：

電話番号：

夫氏名（自署）：

妻氏名（自署）：

胚凍結保存更新についての当院の規定（医学的適応）

<凍結の開始時>

胚の凍結保存の更新期間は、保存期間満了翌日から1年間です。

（例：2018年9月30日が保存期間満了の場合、2018年10月1日から2019年9月30日までが保存期間です。）

<患者様から当院への連絡義務>

***当院から患者様に連絡し、延長するかどうかの連絡をするなどの義務はありません。**

- ① 保存期間満了の約1ヶ月前までに、凍結保存を再度、延長するか、廃棄するかを、必ず当院に連絡し、凍結保存期間満了日までに当院所定のこの書類に署名し、提出しなければなりません。もし、保存期間内に連絡がない場合は、保存更新の意思がなく保存胚の所有権を放棄したものとみなし、保存胚の処分権は当院に帰属し、胚は廃棄処分します。
- ② 連絡先（住所や電話番号）が変更になる場合は、変更後2ヶ月以内に必ず当院に連絡してください。
- ③ 離婚した場合や配偶者が死亡した場合は、2ヶ月以内に当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。
これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、夫婦として継続している期間とする』に従うものです。
この場合、凍結胚の処分権は当院に帰属し、胚は廃棄処分します。
- ④ 夫婦の一方が行方不明になった場合も、当院に連絡してください。
行方不明の間は、保存胚の所有権は配偶者に帰属します。しかし、この間は夫婦双方の意思が確認できないため、胚移植は実施できません。

<更新>

- ① 更新を希望する場合は、保存期間満了までに当院所定のこの書類を提出し、当院の定める更新料を支払わなければなりません。凍結期限ごとに更新手続きが必要です。
- ② 凍結期間内であっても妻が生殖年齢を超えた場合（当院規定では50歳）は凍結期間の延長は受け付けません。これは、日本産科婦人科学会の会告『胚の凍結保存期間は、～中略～卵子を採取した女性の生殖年齢を超えないものとする』に従うものです。
- ③ 胚の凍結保存期間中に、当院で定める保存費用の増減や保存期間の変更があった場合には、保存期間の更新手続き時から、改定された最新の保存費用や保存期間が適用されます。

<廃棄を希望する場合>

廃棄を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

<凍結融解胚移植を行いたい場合>

凍結融解胚移植を希望する時は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

<凍結胚の輸送について>

凍結胚の輸送を希望する時は、当院所定の書類に署名し、当院へ提出しなければなりません。

令和元年6月作成